

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに対して

日本私立小学校連合会 会長 斎藤 滋

社会・経済の動向を踏まえた教育環境整備は国の最重要課題の一つであり、そのためにも学習指導要領の改訂とその方向性には多くの人々が関心を持っています。

なお、私立学校は校種を問わず全ての学校がそれぞれの建学の精神を教育の基盤として、基礎学力定着、児童の健やかな成長、そして各校の特色ある教育の実践を通して多くの人々に支持されてきている。今回の学習指導要領の改訂に向けた審議においては、「深い学びの実装」「多様性の包摂」等を基盤とする考え方として、『「好き」を育み、「得意」を伸ばす』ための配慮がされるという点で非常に期待できるものであると考えます。

その上で、今回の審議まとめにおいて、何点か気になることがありますので、それをお伝えさせていただきます。

1 4 ページ

全国学力・学習状況調査の結果でも基本的概念の理解等に課題が見られる児童生徒が一定数いる。

⇒これは非常に重大な課題と捉えなければならないと考えます。

また、この原因を SNS 利用や動画視聴などに安易に結びつけることのないようにしなければなりません。こうした課題に、教育課程としてどのように向き合うかを検討することが重要です。

審議まとめでは、現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ばとして、主体的・対話的で深い学びなど現行の基本的な方向性を引き継いでいますが、これは、「今のままでよい、変わらなくてよい」と受け止められることのないように丁寧に周知していくことが重要です。多様性が増していることや、基本的概念の理解など様々な課題が顕在化しているという認識にたち、「深い学びの実装」に向けた学習指導要領の構造の抜本的な見直しや、「多様性の包摂」に向けた調整授業時数制度の創設など、多様な方策を打ち出しており、これらを活用して教育の在り方をしっかりと見直していくというメッセージが伝わるようにしていく必要があります。

その際、個別の知識と意味や概念の本質的理解の往還を重視する「深い学び」が、基礎・基本的な事項の習得と矛盾するものではなく、むしろ、基礎・基本を大切にするものであることも、誤解なく伝えていただければと思います。

2 6 ページ

主体的・対話的で深い学びの実装のうち、特に「深い学び」については、教員の経験・資質が大きく影響するものであり、教員の資質向上のための研究研修に力を入れることはこれからも大切にされなければならないですが、教員一人ひとりの個性が尊重されるような職場環境、教員チーム力の醸成が欠かせないと考えます。

また、様々な課題解決のために、ICT 機器の利用や AI の活用のみに頼り、依存してしまうことには慎重であるべきだと考えます。ICT 機器・AI の活用により、子供達の課題解決のための力が育たないということにならないよう、情報技術の正負の側面をバランスよく教えていくカリキュラムとしていくことが重要です。

さらに、情報教育の充実のために小学校・中学校において新設される教科・領域については、その円滑な実施のために必要な環境を確実に整えていくことが必要です。当該教科・領域のために必要となる教材、指導する教職員の確保やその専門性の確保、費用負担などに生じる様々な課題を丁寧に把握し、国による積極的かつ責任ある環境整備が重要です。

3 今回特に注目されているのは、「柔軟な教育課程」の促進に関する制度の創設であると考えます。

調整授業時数制度の創設は、現行の教育課程特例校制度が一定の成果を上げ、申請数が多くなってきていることが背景の一つとなっていますが、既にサキドリ研究校や研究開発学校によって実践の創出も進んでいるものの、新制度の内容と手順についてはできるだけ早い段階で周知する必要があると考えます。また、各学校が実践しようとすることを可能な限り認めることができるよう、柔軟で取り組みやすい制度として具体化していただきたいと思います。

※先行的に取り組むサキドリ研究校等での実践の具体例を示し、自分の学校に近い状況の学校の実践を参考にして、考えることができるようにすることも併せて進めていただきたいと思います。

授業時間数について学校の裁量を広げることに反対する声はほとんど聞かれないと思いますが、何を減らし、何を増やすか、何を新たに行うのかを子どもの実態に即して考えなければならないため、各校の取り組みを支援する役割を持つ専門の人材の支援が受けられる環境が重要となります。多様な取組みに伴走するアドバイザーのような仕組みを設け、支える仕組みを国として用意頂くことで、経験のないことを一から組み立てるという負担を少しでも減らすことができます。

また、私が最も気になるのは様々な取り組みにおいて「子ども不在になる」可能性です。

教育課程の変更によって、授業にも変化が出てきます。当然、子どもの学びにも変化が出ます。しかし、最後に「子どもの学びの変化」が出てくることを考えるのではなく、子どもの学びがさらに充実するために、学習に遅れがちな子どもたちを作らないようにするために、今何が必要なのかを考えつつ、その上で新たな教育の形を模索していくことが必要であると考えます。

「学校に自由を与える制度」は「子どもたちの学びをより豊かにするために学校が独自に工夫できる制度」でなければならないと考えます。

・調整授業時数制度について、最大限大きい場合で 15%程度まで下回ってよいというのは、学校裁量で工夫してもよいとは言っても、難しいと感じる学校もあることかと思います。

・時数を下回る教科を考えたとしても、下回った時数での時間割をつくることは大変です。教員の担当する授業時間数（非常勤講師の時間配分）といった人事管理との関係でも、授業時数を減らせない教科もあろうかと思います。

・これまでに各校が工夫して作り上げてきた教育課程を尊重することを含めて、学校としてどのような子供を育てたいのか、どのような資質・能力を育成したいのかを考え抜いた結果として、調整授業時数制度を活用せず、標準のままで授業改善に取り組む学校があってもよいということを、分かりやすく示していただけると良いのではないかと思います。